

## 2-(4) アイバンク別の献眼者数、利用眼数、待機患者数

アイバンク名	献眼者数		利用眼数		待機患者数 (H23.10末)
	H21年度	H22年度	H21年度	H22年度	
(財)北海道眼球銀行	8	21	18	34	35
特定非営利法人 旭川医大アイバンク	6	7	56	74	9
(財)弘前大学アイバンク	2	3	4	6	44
岩手医科大学眼球銀行	24	17	46	30	40
(財)東北大学アイバンク	10	8	21	17	63
(財)あきた移植医療協会	2	4	4	8	5
(財)山形県アイバンク	6	8	11	14	21
(財)福島県アイバンク	9	4	13	7	59
(財)茨城県アイバンク	22	28	40	34	8
(財)栃木県アイバンク	33	40	51	48	56
(財)群馬県アイバンク	10	24	18	23	47
(財)埼玉県腎・アイバンク協会	17	26	29	45	11
(財)千葉県アイバンク協会	8	8	12	5	18
角膜センター・アイバンク	58	58	106	108	61
順天堂大学アイバンク	23	28	34	41	210
慶応大学眼球銀行	22	21	54	32	59
(社福)読売光と愛の事業団眼球銀行	29	29	57	54	124
杏林アイバンク	8	5	15	7	15
(公財)かながわ健康財団 腎・アイバンク推進本部	45	66	85	108	38
(公財)山梨県アイバンク	7	7	14	10	11
(公財)長野県アイバンク・臓器移植推進協会	21	19	37	25	6
(財)新潟県臓器移植推進財団	16	17	26	26	80
(公財)富山県アイバンク	11	15	29	22	22
(公財)石川県アイバンク	8	8	16	15	42
(財)福井県アイバンク	14	25	26	39	56
(財)岐阜県ジーン・アイバンク協会	8	9	12	11	2
(公財)静岡県アイバンク	121	140	160	170	96
(財)愛知県眼衛生協会	158	137	241	218	109
(財)三重県角膜・腎臓バンク協会	0	2	0	2	11
(財)滋賀県健康づくり財団 腎・アイバンクセンター	2	6	5	12	0
京都府立医科大学附属病院眼球銀行	21	16	26	22	133
(公財)体質研究会アイバンク	8	6	8	8	7
(財)大阪アイバンク	51	57	82	103	103
(財)兵庫アイバンク	21	8	39	9	42
(財)奈良県アイバンク	5	1	6	2	9
(財)和歌山県角膜・腎臓移植推進協会	4	16	8	30	105
(財)恵仁会鳥取大学眼球銀行	0	4	0	7	22
(財)島根難病研究所しまねまごころバンク	5	3	5	8	10
(財)岡山県アイバンク	4	8	8	14	37
(財)ひろしまドナーバンク	32	31	49	45	147
(財)やまぐち角膜・腎臓等複合バンク	9	16	7	17	6
(財)徳島アイバンク	3	5	32	33	104
(財)香川県眼球銀行	4	8	7	13	14
(財)愛媛アイバンク	4	6	9	8	41
特定非営利法人高知アイバンク	2	3	4	6	34
(財)福岡県医師会眼球銀行	7	11	11	17	87
久留米大学眼球銀行	1	3	2	4	5
(財)佐賀県アイバンク協会	2	6	4	6	15
(財)長崎アイバンク	47	54	49	32	21
(財)熊本県角膜・腎臓バンク協会	5	12	11	19	138
(財)大分県アイバンク協会	6	3	9	3	13
(財)宮崎県アイバンク協会	4	9	9	15	43
(財)鹿児島県角膜・腎臓バンク協会	2	3	2	8	5
(財)沖縄県アイバンク協会	6	2	9	4	29
計	961	1,081	1,636	1,678	2,528

## 2-（5）都道府県臓器移植連絡調整者設置事業の推進について（抄）

平成15年3月20日 健臓発第0320001号  
各都道府県衛生主管部(局)長宛  
厚生労働省健康局疾病対策課臓器移植対策室長通知

都道府県臓器移植連絡調整者（以下「都道府県臓器移植コーディネーター」という。）については、「都道府県臓器移植連絡調整者の設置について」（平成15年3月20日付健臓第0320002号厚生労働省健康局長通知）により、その設置をお願いしているところである。

厚生労働省としては、都道府県臓器移植コーディネーターが地域において臓器移植の普及定着を図るために果たす役割の重要性から、その業務について一定の質の確保を図ることが必要であると考えており、設置事業の実施に当たっては、下記の点に留意され、事業の効果的かつ積極的な推進が図られるようよろしくお願いする。

（略）

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言に当たるものである。

### 記

#### 1 設置主体及び設置場所

（略）

#### 2 業務内容

都道府県臓器移植コーディネーターは、おおむね都道府県における臓器移植に関する次の業務を行うことが望ましいこと。

なお、下記②の業務については、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第12条の規定に基づく臓器のあっせん機関である社団法人日本臓器移植ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）が行う「あっせん業務」の一部として行われるものであるため、設置者の承諾を得てネットワーク理事長からの委嘱を受けた上で行うものとする。

##### ① 日常業務

ア 都道府県内における臓器提供意思表示カード及び意思表示シールについて、管内における保健所、郵便局、警察署、運転免許センター等の公共施設の窓口を設置することを始め、あらゆる機会を通じた普及を行い、地域住民の臓器提供・臓器移植に関する理解を深める

イ 都道府県内の臓器提供に協力いただく施設の医療従事者等に対し臓器移植に関する制度等についての普及啓発活動を行い、臓器提供の際の協力が得られるよう努めるとともに、臓器提供に協力いただく施設等を定期的に巡回し、連携体制を整備する

ウ 上記ア及びイ以外に臓器移植対策を推進するために必要な業務

##### ② 臓器提供発生時業務

ネットワークの地域センター（以下「支部」という。）と連携し、臓器提供に関する情報交換等を行うとともに、支部長及び支部の主任臓器移植連絡調整者（以下「支部主席コーディネーター」という。）の指示に従い以下の業務を行うこと

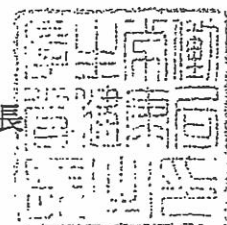
ア～キ（略）

#### 3 都道府県臓器移植コーディネーターの採用要件

（略）

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長



### 都道府県臓器移植連絡調整者の設置について

臓器移植連絡調整者は、移植医療に関し、医療関係者をはじめとする国民の理解を深め、国民の臓器提供に関する意思が十分活かされるよう、専門的立場から、医療機関等に対する普及啓発活動を行うとともに、臓器提供につながる可能性がある事例が生じた際に、関係者間の連絡調整等の諸活動を行う者であり、我が国における臓器移植の円滑な推進を図るためには、必要不可欠なものである。

このため、平成10年度から、各都道府県における臓器移植の円滑な推進を図るために必要な都道府県臓器移植連絡調整者（以下「都道府県臓器移植コーディネーター」という。）を設置する事業については、国庫補助事業としてきたところであるが、本事業については各都道府県において同化定着してきたこと及び今後都道府県が主体性を持って事業を継続することを確保する観点から、平成15年度からは一般財源化され、所要の財源が措置されることとなったところである。

厚生労働省としては、地域において臓器移植の普及定着を図るためには、今後、都道府県臓器移植コーディネーターがますます大きな役割を果たすことが期待されると考えており、従前どおり、本事業の推進に一層の御尽力をいただくようお願いする。

なお、平成15年3月31日をもって、「都道府県臓器移植連絡調整者設置事業の実施について」（平成10年6月18日付健医発第946号厚生省保健医療局長通知）及び「臓器移植連絡調整者（臓器移植コーディネーター）の役割等について」（平成10年6月25日付健医疾臓発第11号厚生省保健医療局エイズ疾病対策課臓器移植対策室長通知）は廃止する。

## 2-(6) 臓器提供施設に対する支援策

### 1 臓器移植(臓器採取)に関する保険適用

(1) 臓器移植が行われた場合、(社)日本臓器移植ネットワーク(以下「ネットワーク」という。)の定める基準に基づき、臓器採取に係る技術料(下記参照)の一部(基本的には半額)が臓器提供施設に、ネットワークを通じて支払われる。

〈臓器採取に係る技術料についての保険適用状況〉(平成22年度)

(心臓)	移植用心採取術	61,200点
(肺)	移植用肺採取術(死体)	61,700点
(心肺同時)	移植用心肺採取術	92,020点
(肝臓)	移植用肝採取術(死体)	85,200点
(膵臓)	移植用膵採取術(死体)	48,700点
(膵腎同時)	移植用膵腎採取術(死体)	82,580点
(腎臓)	移植用腎採取術(死体)	41,900点

(2) 脳死臓器提供管理料 (レシピエント1人につき) 14,200点

— 臓器提供施設における脳死判定、脳死判定後の医学管理等にかかる費用として、平成18年度より新設。

臓器の移植に関する法律に規定する脳死判定並びに判定後の脳死した者の身体への処置、検査、医学的管理、看護、薬剤及び材料の使用、採取対象臓器の評価並びに脳死した者の身体から臓器を採取する際の術中全身管理に係る費用等。

→ ネットワークの定める基準に基づき、一回の脳死臓器提供について一律64万円が臓器提供施設に、ネットワークを通じて支払われる。

(参考)

臓器提供施設への費用配分額 (平成22年8月10日～平成22年12月29日)

- ・ 脳死臓器提供：29例
- ・ 臓器移植者：130人(1～8人/1事例)
- ・ 平均2,602,787円(1,177,600円～4,269,520円)  
(ネットワーク調べ)

## 2 臓器移植対策に係る国庫補助により行っている支援(臓器提供施設への支援に係るもの)

- (1) ネットワークによる臓器提供施設への支援(上限額 200 万円)(脳死下臓器提供関連費用交付金)
  - ・ 報道機関への対応に係る費用(例 事務職員の時間外手当)
  - ・ 情報公開に係る費用(例 院外で記者会見を行った場合の会場費)
  - ・ 臓器あっせん業務と密接に関連する業務に係る費用(例 家族へ用意した個室の使用料)
  
- (2) 都道府県コーディネーター、ネットワークのコーディネーター等により、個々の提供施設において、院内勉強会の開催、院内マニュアルの作成、臓器提供シミュレーションの実施などの協力・働きかけの実施(院内コーディネーターと共同作業)  
※なお、従来の支援事業とは別に、平成23年度予算案においては、新規に「院内体制整備支援事業」として、各地方ブロック概ね1カ所(全国計6カ所)を選定し、各関係者間の連携の下で院内体制の構築を支援することとしている。
  
- (3) ネットワークによる臓器提供施設の医療関係者向け脳死患者対応セミナーの実施
  
- (4) ネットワークによる脳死判定・選択肢の提示のテキスト作成・配布

## 3 関係学会の協力による臓器提供施設への支援

関係学会及びネットワークの協力により、臓器提供施設での法的脳死判定に係る専門医の医学的アドバイスなどの支援が実施されている。